

平成22年度PETボトル再生処理事業者登録の申請について

1. 登録対象者

- (1) 登録対象者は、再生処理事業を業として実施するに足りる施設、人員および財政的基礎を有する者に限ります。
- (2) 再生処理施設は、平成21年9月30日までに完成し、商業運転が可能であることが必要です。
(平成21年10月1日以降に施設完成を予定している事業者は、翌年度以降の登録申請となります。)
- (3) 平成21年7月31日時点において、法人の場合は、会社設立後1年を経過していること、また、個人の場合は、事業開始後1年を経過していること。但し、当協会の登録事業者である法人が、合併又は分社化等により再生処理事業を承継させ又は分離独立させた場合あるいは別の法人が当協会の登録事業者を買収した場合において、当協会が当該事業の承継又は分離独立あるいは買収に伴う事業の継続性を認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 登録対象者は、「事業者登録規程」に適合している事業者に限ります。

2. 登録申請のための提出書類について

- (1) 「平成21年度登録事業者」と「新規登録申請事業者」に関する注意事項
「平成21年度登録事業者」は今回の登録申請時に平成21年度の登録資格を有する事業者であり、同年度の落札の有無には関係しません。「平成21年度登録事業者」以外は、「新規登録申請事業者」にあたります。
- (2) 提出書類
 - ① 提出書類は、「平成21年度登録事業者」と「新規登録申請事業者」とで異なるものがあります。
上記(1)の区分に基づき、「PETボトル再生処理事業者登録申請書類の作成要領」に示す書類を提出してください。提出書類は「PETボトル再生処理事業者登録申請提出書類チェックリスト」でも確認してください。
 - ② 「平成21年度登録事業者」にあつては、登録施設の場合と未登録施設の場合とでは、提出すべき施設審査関係書類が異なります。
「PETボトル再生処理事業者登録申請書類の作成要領」の2.(2)に示す「提出書類とその作成要領」に基づき書類を提出してください。
 - ③ 各書類は「登録申請書類の提出要領」に従ってページ番号を付し、「PETボトル再生処理事業者登録申請提出書類チェックリスト」記載の書類番号順にファイルして2部(原本1部、コピー1部)提出してください。
 - ④ 提出すべき書類が揃わない場合には審査不合格となりますので、提出の際には十分にご注意ください。
- (3) 提出書類の作成要領
上記(1)の区分に基づき、それぞれの「PETボトル再生処理事業者登録申請書類の作成要領」に準じて作成してください。
- (4) 提出期限
提出期限は、平成21年7月31日(消印有効)ですので、期限内に当協会PETボトル事業部宛に簡易書留等で郵送してください。(事業者登録申請書類は「信書」に該当することから、料金別納等発送日の残らない郵便や郵パックを含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」で送付してください。ただし、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限(縦/横/高さの合計が90cm以内で且つ4kg以下)を超過している場合は、複数に分割した上で郵送するか、「特定信書便」で送付してください。)

申請書類の送付先および問い合わせ先

財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル2階
TEL: 03-5532-8691、8692 FAX: 03-5532-8515

以上